

[平成17年第 4回 6月定例会-06月29日-04号]

◆14番（松坂知恒議員） お疲れさまでございます。続行ということで、しばらく御辛抱をお願いいたします。

第130号議案と第212号議案、すなわち、広島駅南口開発株式会社に対する37億円の貸し付けと、広島市の所有する土地、建物等、南口開発に出資する案件について質問いたします。

南口開発は賃料物件であり、賃借人である福屋などから長期間にわたって固定賃料が見込まれるのですから、手がたい収支計画さえ立てさえすれば、計画と実績との乖離が現在のようには大きくなるはずはないのであります。現在の苦境に陥った原因は、昭和62年度に都市整備局が立案した収支計画が現実と乖離した意図的な計画であったこと、そして、広島市の要請に基づき出資に応じ、さらに、融資に応じた政策投資銀行、広島銀行などが運転資金の融資を取りやめるといふ背信行為に及んだこと、この2点に帰するのは明白であります。

秋葉市長は、今定例会の初日、この支援策を講ずる理由を次のように説明されています。

同社の設立の経緯や公益性、経営破綻した場合の社会的影響等を考慮して、本市としても、この経営改善策に基づき、本年8月から生じる資金不足を回避するため、現物出資と資金の貸し付けを行うものです。

この説明内容についてお尋ねします。

市長説明で、設立の経緯を考慮してとありますが、出資者から出資を募るに当たり、市は、いつ、どのような説明をされたのでしょうか。

2、設立当時、南口開発の利益の配分については、出資者にどういう説明をされたのでしょうか。

3、今後、南口開発に利益が発生した場合、出資者への配当はどのような根拠によって、どのように決定されるのでしょうか、お答えください。

次に、市長は、公益性を考慮してと説明されております。また、中本都市整備局長も、議会初日の、法人の経営状況についての答弁において、南口開発は再開発事業の推進のみならず、完成後の再開発ビルの円滑な管理運営を行うことにより、都市の活性化等に貢献するなど公益性の高い法人であると述べられています。

しかしながら、その実態はどうでしょうか。意図的で実現困難な収支計画のため、2カ月後には債務不履行に陥る南口開発が円滑な管理運営を行っていると言いつつ果たして言い切れるのでしょうか、甚だ疑問であります。

お尋ねいたします。

1、公益性を考慮してと説明されていますが、都市整備局長が言うところの円滑な管理運営を行った結果、債務不履行寸前となった南口開発を支援し、存続させることが広島市

民にどういう利益をもたらすことになるのかお答えください。

2, また, 37 億円の貸し付け, 14 億 6000 万円に相当する土地, 建物の現物出資, さらに, 市の収入である賃料と固定資産税の差額分, 年間 6000 万円, これが借金完済の予定である平成 55 年までの 39 年間で 23 億 4000 万円になりますが, これらの総計 75 億円に見合うだけの利益を市民は得られるのか, お答えください。

また, 市長は, 経営破綻した場合の社会的影響を考慮してと説明されています。一方, 中本局長は, 初日の答弁で, この破綻に至った場合の社会的影響について, 金融機関との信頼関係が損なわれる, 広島駅周辺地区の再開発ポテンシャルの低下など社会的影響が大きくと述べられています。

南口開発は, 金融機関による追加融資の打ち切りという, 当初計画に背く背信行為によって危機に陥っているのですから, 信頼関係は既に損なわれていると言ってよいのではないのでしょうか。また, 駅前 A ブロックは, 再開発ビルが建ちましたが, B ブロックは手つかずです。この状況は, 広島駅周辺地区の再開発ポテンシャルは南口開発存続中の現在であっても, ポテンシャルが高くないことを物語っているのではないのでしょうか。

そこでお尋ねします。

1, 南口開発の経営破綻で市民はどの程度の損失をこうむるのでしょうか。

2, 金融機関との信頼関係が損なわれたとして, 市の事業である新球場の建設や段原東部土地区画整理事業に金融機関が融資をしない, 市債を引き受けないといった影響が発生するのでしょうか。

3, また, その他の市の事業についてどういう影響が出るのでしょうか, 理由を付してお答えください。

また, 仮に議案が可決され, 新しいスキームで南口開発が存続することとなった場合についてお聞きします。

1, 広島市以外の出資者の背負うリスクは何か, お答えください。

2, 融資している政策投資銀行, 広島銀行など金融機関の背負うリスクは何か, お答えください。

3, 出資者や金融機関が背負うリスクが, 市長説明の中にあるそれぞれの責任に相当する根拠についてお答えください。

また, 開発事業基金から 37 億円貸し付けるとのことです。

お尋ねします。

1, 基金の残高は 77 億円とのことですが, 平成 55 年まで 39 年間返ってこない 37 億円の貸し付けを行って, 開発事業特別会計は 39 年もの間, 困ることはないのでしょうか, お答えください。

2, そもそも 77 億円の基金は, 当面, どういった開発事業のために準備されているのでしょうか。

3, 37 億円を貸し付けると残高が 40 億円になりますが, 今後, 南口開発が更なる債務

不履行に陥りかけたときに、40億の追加融資をするのでしょうか、しないのでしょうか、お答えください。

最後に、この議案が可決されたとしてお尋ねします。

1、平成49年から市の貸付金の返済が開始される予定ですが、その見通しは立ったと言えるのでしょうか。

2、残るリスクはとてもゼロとは言えないと思いますが、どのようなリスクが残っていると考えられるのでしょうか。

3、市長説明で、抜本的な支援策であると説明されています。なぜ今回の議案が抜本的な支援策であると言い切れるのか、その根拠をお示してください。

続いて、第135号議案、まちづくり市民交流プラザ条例の一部改正についてお尋ねします。

管理を指定管理者に行わせることとして、その指定管理者の創意工夫により収入増加が見込まれるため、利用料金制を導入するとのことでもあります。市民交流プラザは、立地条件のよさとともに、管理運営の創意工夫によって市民から多く利用され、高い評価を得ている施設であると思われま。

そこでお聞きします。

1、更なる創意工夫が実現できる指定管理者を募集するに当たって、どのような理念で募集されるのでしょうか。

2、市民交流プラザの機能向上を図るため、指定管理者の選定に当たっては、外部の有識者や経営のノウハウを持った実務家などが審査に当たるべきと考えますが、どういった方々が審査に当たるのでしょうか。

3、指定管理者制度をきっかけに、三宅企画総務局長答弁にあったように、サービスの向上や市民の満足度を高めることによって市民福祉の増進を図るべきと考えますが、具体的にどう図るのかお答えください。

次に、第137号議案、現代美術館条例の一部改正についてお聞きします。

昨日の竹本市民局長の答弁では、開館当初、年間32万8000人の入場者が13万4000人にまで、約6割もの減少を来しているとのこと。個々の学芸員は奮闘されていると思いますが、市内の芸術家に言わせると、企画力に乏しい、展示に創意工夫がないとのこと。であります。

この指定管理者制度の導入により、日本各地で善戦している現代美術館のすぐれた企画力を広島市現代美術館に導き、活性化させる絶好のチャンスであると考えます。

そこでお尋ねします。

1、現代美術館の指定管理者を募集するに当たっての理念をお答えください。

2、芸術並びに現代美術について、すぐれた見識を持つ者に選考させるべきと考えますが、どういった人たちを審査員に選ばれるのかお答えください。

3、指定管理者制度をきっかけに現代美術館の活性化を図り、ひいては、入場者の増加

につなげたいと考えます。具体的な方策についてお聞かせください。

次に、第 139 号議案、総合屋内プール条例と第 140 号議案、スポーツセンター条例についてお聞きします。

16 年 9 月議会において、私は、プールやスポーツセンターの休館日が火曜日で統一されていることによって、火曜日にプールを利用したいという市民のニーズを全く満足していないこと、火曜日に県立体育館グリーンアリーナで練習していた競技スポーツの団体が排除され、火曜日の練習ができなくなったことを指摘し、休館日の変更を求め、市民が毎日どこかのプールを利用することができるよう改善を求めましたが、何ら改善策が出されることなく、指定管理者の導入という事態になりました。

また、最近、ある市民から、ビッグウェーブには飛び込み競技用のプールがあるが、高飛び込みや板飛び込みの講習を受けることはできないそうであると指摘されました。他に、シンクロナイズドスイミング、水球、また、ウィンタースポーツであるアイスホッケー、フィギュアスケート、スピードスケートなど、広島一の施設であるビッグウェーブを利用して講習を開催すれば、多くの市民の福祉向上に寄与すると思いますが、広島市が創意工夫を怠っているため、実現されていないことはまことに残念であります。

指定管理者制度導入をきっかけに、管理者が創意工夫することにより、市民の多様なニーズにこたえ、市民スポーツの更なる普及と、競技スポーツの技能向上に寄与するものと期待するものであります。

そこでお尋ねします。

1、総合屋内プールやスポーツセンターの指定管理者募集に当たっての理念とはいかなるものかお答えください。

2、選考に当たっては、市民スポーツの普及、競技スポーツの向上に高い見識を有し、しかも、さまざまなスポーツについて豊富な知識を備えた人を審査員とすべきであります。どのような方を審査員とされるおつもりかお答えください。

3、多様な市民ニーズにこたえ、市民スポーツ普及と競技スポーツの向上を、指定管理者制度導入をきっかけにどのように図っていくのか、その戦略をお答えください。

次に、第 188 号、公民館条例の一部改正についてお聞きします。

公民館に指定管理者制度を導入するということですが、社会教育施設である公民館の指定管理者には、社会教育についての高い識見と豊富な活動経験が求められます。また、公民館 70 館のうちには、活発な活動により高い評価を受ける公民館が見受けられますが、指定管理者が導入される公民館は、等しく高い評価が受けられるよう、選考審査において配慮していただきたいと希望するものであります。

そこでお尋ねいたします。

1、より高い機能を持った公民館とするため、指定管理者募集に当たってどういう理念で臨まれるのかお答えください。

2、選考に当たる審査員も、社会教育についての高い識見と豊富な活動経験が求められ

ます。どのような方を審査員とされるのかお答えください。

3, 指定管理者導入をきっかけに公民館の機能向上を図るべきと考えます。どのような方策をもって図るのかお答えください。

以上で質疑を終わります。

長い間の御清聴, 大変ありがとうございました。

○浅尾宰正 議長 市民局長。

◎竹本輝男 市民局長 まちづくり市民交流プラザ, それから, 現代美術館, 屋内総合プール及びスポーツセンターに関するお尋ねについてお答えをいたします。

まず, 募集の理念でございますが, まちづくり市民交流プラザは, 生涯学習及び市民活動を支援することによりまして, 市民の交流とまちづくりへの参画を促進することを目的として設置された施設であり, 生涯学習及び市民活動に関する調査研究や情報の収集及び提供, 講座の開催, 交流活動等の場の提供を行うこととしております。

現代美術館につきましては, 美術に関する市民の知識及び教養の向上を図り, 市民文化の発展に寄与することを目的として設置された施設でありまして, 美術品等の収集, 保管, 展示及び供用, それから, 美術品等の観覧及び利用に関する必要な説明, 指導及び助言, それから, 美術に関する調査研究, 講演会, 講習会等の開催等事業を行うこととしております。

スポーツセンター, 総合屋内プールにおきましては, スポーツの普及及び振興を図り, もって市民の心身の健全な発達に寄与することを目的として設置された施設であり, スポーツに関する指導, 助言及び相談, 対応並びにスポーツのための施設設備の提供を行うこととしております。

こうしたそれぞれの施設の設置目的をより効果的, 効率的に達成できますよう, 指定管理者候補の選定に当たっての評価項目として, 市民の平等利用を確保する, 事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮する, それから, 管理経費の縮減が図られるものや, 事業計画に沿った管理を安定して行う物的能力, 人的能力を有していると認められることなどを定めております。これに加えて, 公募の際の募集要領の中で, それぞれの施設の性格, 目的に応じまして, そのサービスの水準を確保・向上するために必要と考えられる従業員の配置, それから, 資格要件等の条件を示すこととしております。

選考に際して, 各分野の有識者等を入れる必要があると思うが, どう思うかということでございますが, 事業提案の評価に当たりましては, 議員御指摘のように, 専門的な意見が必要となる場合には, 選定委員会で専門家の意見をお聞きしたり, 専門家委員を選任することについて, 現在検討中でございます。

次に, この指定管理者の導入により各施設をどのように活性化させるのかということでございますが, 指定管理者制度は, 民間事業者等の創意工夫によりまして, 住民サービスを向上させることを目的の一つとしており, 指定管理者制度の導入を契機に施設利用の活性化を図っていきたいと考えております。そのため, 指定管理者を公募する際には, 条例

の目的に従いまして、市民の平等利用が確保されるという前提のもとに、施設を利用する市民の満足度をより高められるような魅力ある事業や、サービス向上の取り組み等について具体的な提案を求めてまいります。さらに、指定管理者に対し、毎年度終了後、事業報告書を提出させるなど、常に指定管理者の管理状況や業務遂行能力を点検し、施設利用の活性化が図れるよう適切に対応したいと考えております。

スポーツセンターの一斉休館の変更を提案したが、その後どうなったかということでございますが、これまで、利用者の便宜を図るため、開館日の拡大に向けた検討を行ってまいりましたが、今回、スポーツセンター等指定管理者の公募に当たりまして、最低限、開館しておくべき日や時間を定めた上で、開館日の拡大などの見直しの提案を求めていくことを現在検討しております。

以上でございます。

○浅尾宰正 議長 都市整備局長。

◎中本信雄 都市整備局長 南口開発株式会社についてお答えをいたします。

まず、出資者からの出資を募るに当たりどのような説明を行ったか、また、利益の配分はどう説明しているのか、また、今後、利益が出た場合の配当はどうかということでございます。

南口開発株式会社の出資者への出資要請に当たりましては、広島駅表口周辺地区市街地再開発事業が広域交通ターミナル拠点の整備という公共性の高い事業であること、また、会社運営については、民間のノウハウの導入が不可欠であることなどから、昭和63年でございますけれども、地域経済界の支援を要請したものでございます。

利益配分につきましては、借入金により事業を行うことから、借り入れ完済までの間、30年間は配当の予定はなく、そのことを前提として出資を要請をいたしております。

南口開発株式会社は、本市には資金貸し付けを、金融機関には返済期間繰り延べの支援を要請している立場でありまして、同社が生み出す利益につきましては、当然、金融機関や本市からの借入金の返済に優先的に充て、その返済が完了した後、会社の経営が将来的にも安定していることを見きわめて、初めて株主に対し配当ができるものと考えております。なお、金融機関及び本市への返済終了後、同社が配当を行う場合、株主は株式の割合に応じて配当を受けることになると考えております。

それから、次に、事業の公益性とは何か、市民はどういう利益を享受するのか、また、市の支援に見合うだけの利益が得られるかということでございます。

再開発ビルが広島市の都市機能、市民生活に果たしている役割といたしましては、都市づくりの面では、広島市の玄関口にふさわしい都市景観を形成し、都市機能の向上や町の活性化に寄与しております。また、市民生活の面においては、安全・快適なショッピングゾーンの提供、文化情報の発信基地としてのにぎわいゾーンの提供等を行うとともに、広域商業機能を担い、都市圏住民の消費生活の利便性の向上に寄与いたしております。また、都市経済への効果といたしましては、年間販売額が200億円を超え、その商品仕入れによ

る他産業への波及効果とともに、雇用面の効果は大きいと判断をしております。これらが市民の受ける利益であるというふうに考えております。

また、広島駅南口Aブロックの再開発事業は、本市の都市づくりの拠点となる駅南口周辺地区の整備事業の一環でありまして、同事業の完成は本市の都市づくりに大きく貢献したものでございます。また、再開発事業実施後、同地区に係る固定資産税の増収効果など、本市といたしましては、Aブロックの再開発事業により大きな利益を得ているものと考えておりまして、一方、同社が資金繰りのめどが立たないことで破綻に至った場合、入居テナント、権利者への影響、金融機関との信頼関係、広島駅周辺地区の再開発ポテンシャルの低下など社会的影響が大きく、これらのことを未然に防ぐことが市民の利益につながるというふうに考えております。

それから、次に、経営破綻した場合、市民はどういう損失があるのか、また、広島市の事業にどういった影響があるのか。例えば、新球場あるいは段原東部の区画整理事業ということでございます。

南口開発株式会社はエールエールA館の床の81.3%を所有する会社であり、広島市は、同社の株の51%を所有する支配株主であることから、経営破綻した場合、広島市は、広島市の出資金22億9500万円を失うとともに、その実質的な支配権を失うこととなります。また、都市イメージの低下や、福屋は保証金45億円を回収できなくなるため、経営が悪化し、それは、取引企業の経営悪化にもつながり、雇用面や税収面で市民に大きな損失を与えるものと考えております。

また、本市の事業への影響といたしましては、広く地元経済界に協力をお願いするような事業、あるいは市の第三セクターが借り入れ等によって事業資金を調達するような場合に、地元経済界の協力や金融機関の支援が受けにくくなるといった支障があるのではないかと考えられます。市債のことを触れられましたけれども、市が行う事業の市債の受け入れに、これが直接影響があるというふうなことは考えておりません。また、個々の事業については、地元経済界や金融機関にどのような協力を求めようとするかによって、影響の有無、度合いは異なるものでありますけれども、御質問の中で、都市整備局の所管である段原東部の区画整理事業につきましては、市の財源と国の補助金により施行してございまして、影響はないものと考えております。

次に、この新しいスキームで会社が存続した場合、市以外の出資者の背負うリスクは何か、また、金融機関の背負うリスクは何かということでございます。

株主の責任は出資の範囲であるため、それぞれの出資額がリスクでありまして、現在と変わるものではないと考えております。また、債権者である金融機関の負うリスクとは、貸し付けた資金が長期になることと、そのリスクに対する負担として、各金融機関は貸倒引当金を追加計上することとなります。

それから、次に、開発事業基金から37億円を貸し付け、今後困らないのか、また、今後どういった開発事業のために準備されているのか、追加融資はしないのかということござ

ざいます。

現在の基金残高は約 77 億円で、今回、南口開発に 37 億円の貸し付けを行いますと、残りは約 40 億円になりますけれども、今後とも、開発事業で取得した市有地の売却を進めていく予定でありまして、当面、今回の貸し付けによる影響は出てこないというふうに考えております。

それから、開発事業基金は、条例の規定に基づき、開発事業の実施に必要な財源に充てる場合に限り、これを処分することができることとなっております。具体的には、臨海部開発事業、内陸部開発事業、都市再開発事業及び住宅分譲事業について処分可能となっております。今後の開発事業につきましては、広島駅南口 B ブロックの市街地再開発事業が考えられます。

今後の追加融資に関してでございますけれども、今回の経営改善スキームは、賃料の伸びを見込まない長期収支見込みを前提といたしました安全かつ確実性の高い計画であるため、再度支援が必要になる事態に陥ることはないというふうに考えております。

それから、最後に、この議案が可決されたとして、平成 49 年に市への返済が開始される見通しがあるか、また、抜本的な支援策と説明されているが、その根拠は何かということでございます。

今回の経営改善スキームは、賃料の伸びを見込まない長期収支見込みを前提とした安全かつ確実性の高い計画でございます。また、本市への返済についても問題がないものと考えております。また、今回の改善スキームは、今後、借入金返済までの間、資金不足を発生させないスキームであり、南口開発株式会社の毎年の返済額は、償却前利益の範囲内におさまり、資金不足の問題を抜本的に改善するものというふうに考えております。

以上でございます。

○浅尾宰正 議長 教育長。

◎岡本茂信 教育長 公民館への指定管理者の募集に当たっての理念ということでございますが、公民館は、まちづくりや学習などさまざまな活動を行う施設であり、地域住民に最も身近な公の施設であることから、青少年から高齢者まで幅広い利用者への対応が求められるとともに、地域団体や行政機関との密接な関係を保ちながら、子育て支援、高齢者の介護予防など、それぞれの地域課題に対応した運営を行うことが大変重要であると考えています。

指定管理者制度の導入に当たりましては、これまで果たしてきた公民館の役割を踏まえ、公民館が、生涯学習はもとより、行政との窓口やまちづくりの拠点として適切に運営されるよう公募、評価、選定を行うとともに、導入後も、その運営内容の検証を行いながら、住民サービスがより向上することを目指していきたいと考えています。

指定管理者の選定に当たりましてのことでございますが、公民館の指定管理者候補の選定に当たりましては、教育委員会内に指定管理者候補選定委員会を設置し、市民の平等な公民館の使用が確保されること、提案された事業計画書の内容が公民館の設置目的を効果

的に達成し、かつその管理に要する経費を縮減できるものであること、事業計画に沿った公民館の管理を安定して行う能力を有していることについて、適切に評価することとしています。

選定に当たりましては、専門的な意見が必要となる場合には、選定委員会で専門家を招聘し、意見を聞いたり、議員御指摘の、選定委員会委員として専門家を選任することについて検討したいと考えております。

最後に、公民館の機能の向上でございます。

公民館の指定管理者の公募に当たりましては、施設の性格や目的を踏まえた条件を示し、公平で客観的な評価を行い、公民館が多様なまちづくりの地域の拠点となるように候補者を選定するとともに、導入後も、運営内容の検証を詳細に行うことによって公民館機能の向上に取り組んでいきたいと考えています。

また、財団法人広島市ひと・まちネットワークについても、事業内容や市民サービス等で切磋琢磨することにより、運営ノウハウを向上させるよい機会にさせていただき、全体として、公民館の住民サービスがより向上することを目指していきたいと考えております。

以上でございます。

○浅尾宰正 議長

14 番。

◆14 番（松坂知恒議員） 指定管理者の件から質問するんですけども、この制度導入をきっかけに、私は、その指定管理者制度が導入される対象となった施設は、もちろんそれ以外の施設もですね、やはり機能の向上、活性化というのを目指してほしいと思うんですね。

毎年、詳細な検討を出させるという、その指定管理者に対してそういう宿題を課すということなんですけど、じゃあ、非公募の施設であるとか、その指定管理者制度とは直接関係ない施設に対しては、そういう毎年詳細な検討、検証、こういうことをやりました、そういうのを出させないんですか。同じ人が管理していても、やはりそりゃ毎年そういう検証して、毎年、毎年向上を図っていくということが必要なんだと思うんですけども、それに対する方策があるのか、ないのか、これがまず 1 点。

それから、指定管理者を選ぶ、同一の、今と同じ団体が選ばれて、同じ顔ぶれで業務がされるということであっても、やはりそこには、サービスの低下は論外ですけども、やはりサービスの向上がないといけません。元同じ人がやるにしても、それは今までとは違うんだと、新しい機能が付与されるんですと、サービスの向上はこうなるんですということも、やはり明確にした上で来年の 4 月 1 日から業務に当たっていただきたいと思うんですけども、そこが、どこまでそのきっちりと確認されているのかですね、この 2 点を教えてください。

それから、南口の方ですが、答弁漏れが幾つかございまして、市以外の出資者の背負うリスク、それから、金融機関の背負うリスクについてる説明がありましたけれども、そういった市以外の出資者や金融機関が背負うリスクというのが、市長説明の中にあるそれ

ぞれの責任に応じた抜本的な支援策、そういうことになつてくるんですか、これは。それぞれの責任に応じてるんですか。余りにも市民の責任が過大ですね、市以外の出資者や融資元の責任というのが過少であるというふうに思うんですけれども、この点についてはどういうふうな御答弁があるのか、漏れてますから、お答えください。

それから、75億円に見合うだけの利益を得られるのかということで、玄関口にふさわしい景観とかいろいろ説明がありましたけれども、これを金額であらわすのは難しいけれども、とても75億に見合うとは思えない、私はそう思うんですが、広島市は、とても見合わないけれども、何とか今回のスキームでいいじゃないかということなのか、それとも、先ほど局長が説明された、いろいろなプラス要素が75億をはるかに超える効果があるんだというふうに認識されているのか、どちらなのか、それをお答えいただきたいというふうに思います。

○浅尾宰正 議長 企画総務局長。

◎三宅吉彦 企画総務局長 指定管理者についての御質問にお答えします。

公募でありましても、非公募でありましても、指定管理者であるという制度上の扱いは同じでございますので、基本的に、報告その他すべて同様に考えております。

以上です。

○浅尾宰正 議長 都市整備局長。

◎中本信雄 都市整備局長 答弁漏れがございまして、大変失礼をいたしました。

いわゆる株主としての責任、リスクというのは御答弁申し上げたとおりでございますけれども、いわゆる金融機関、融資元、これのリスク、こういったものがそれぞれの責任に相当するのかということでございます。

今回の改善スキームは、南口開発株式会社がみずから生み出すキャッシュフローの範囲内で借入金返済が行えるようにするため、金融機関には、通常の融資条件を大幅に緩和し、建物の法定耐用年数39年いっぱいまで返済期間を延長してもらい、なお、不足する資金71億円のうち、福屋に対しましては、経営上負担可能な最大限の額を拠出していただき、差額を本市が負担するものでございます。

したがいまして、本市、金融機関、福屋の三者が、現状において可能な最大限の協力を行うことにより、取りまとめたものでございます。

それから、本市の支援に見合う利益が市民にあると思うのかということでございます。

先ほど御答弁申し上げましたけれども、金銭的にそういったものを出したものはございませんけれども、当地が、一日15万人が利用するような陸の玄関口である地区でございますので、そういった中で、十分市民の利益になるものというふうに私は考えております。

○浅尾宰正 議長 14番。

◆14番（松坂知恒議員） 指定管理者のところで、機能の向上を図ることがどういうところで確認されるのかという質問に答えていただけていないんですが、どういう点で確認できるんですか、我々は。同じ人がやったとして、だけれども、機能の向上は確実に図

られるんですということが、どれだけ我々にお約束していただけるのかをお答えいただいでないんですけど、お答えください。

○浅尾宰正 議長 企画総務局長。

◎三宅吉彦 企画総務局長 まず、今一番問題となっています非公募のことからお答えしますと、現実的に、民間事業者を含めた相手方を絞っていくやり方として、まずは、応募しようとする人にいろんなことのプロポーザルを出してもらうということになります。そこで、その計画が、最低、いろんな面から見て今の水準以上だということが、その人が最終的に選ばれる前提になると思いますが、そういった、今まで管理委託で行ってきましてその水準、それぞれの物事についていろんな指標のとり方があると思いますが、その多様なことをそれぞれで検討していくということになっております。

そして、非公募の場合は、やはり競争相手はおりませんが、似たようなことで、どういう項目で、どういう達成度をやろうとするのかというような目標を出してもらうとか、そういった工夫をして実現していくことになろうかと思っております。

以上です。